

(様式1)

スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート

[団体名：長野県ソフトテニス連盟]

[記載日：令和8年3月1日]

【対応状況に係る自己評価】

A：対応している

B：一部対応している

C：対応できていない

項目	対応状況
原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。	-
法人格を取得していないため、本審査基準は適用されない。	
(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。	A
本連盟は、加入している支部・高体連・中体連・小体連・レディース委員会により構成され、定例理事会および評議員会において、事業計画および予算執行についての承認を得て運営されています。 財産の管理運営は、団体専用の口座を用いて行っており、一般会計、基金会計、国民スポーツ大会準備委員会など、各会計ごとに口座を分けて適切に管理しています。	
(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。	A
(公財)日本ソフトテニス連盟および(公財)長野県スポーツ協会に加盟しており、事業運営にあたっては、地方公共団体が定める各種条例や規則等を把握し、競技大会等の適正な運営に努めています。	
(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。	A
(公財)日本ソフトテニス連盟および(公財)長野県スポーツ協会に加盟しており、事業運営にあたっては、地方公共団体が定める各種条例や規則等を把握し、競技大会等の適正な運営に努めています。	

原則 2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	
(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。	A
<p>本連盟の目的である「ソフトテニスの普及および振興」については、県連のホームページ上「連盟情報」並びに「お知らせ」で公表しています。</p>	
原則 3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	
(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	A
<p>役員・評議員倫理規程に基づき、コンプライアンスに関する資料をメールで配信するとともに、ホームページでも閲覧できるようにし、周知に努めています。</p> <p>また、既存の倫理委員会の構成を見直し、不祥事発生時などに対応できる処理体制の整備に努めています。</p>	
(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	A
<p>指導者および競技者に対して、コンプライアンスに関する資料をメール等で配信するとともに、ホームページ上でも閲覧できるようにするなど、周知徹底に努めています。</p>	
原則 4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	
(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。	A
<p>一般会計には、会計管理者兼会計担当者 1 名および資金管理担当者 1 名を、また国民スポーツ大会準備委員会会計には会計担当者 1 名を選任し、連盟会計規程および会計手順書に基づいて適正に処理を行っています。</p> <p>また、基金の管理については、資金管理委員会を設けて適切に管理を行っています。</p>	
(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。	A
<p>各補助金等の利用にあたっては、補助金交付団体が定める規程に基づき申請を行っています。また、補助金の適正な使用を図るため、用途を明確にし、収支を補助金交付団体に報告しています。</p>	

(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	A
<p>本連盟の監査規程に基づき監事を選出し、計3名の監事を選任して会計監査を実施しています。</p> <p>また、必要に応じて外部監査を依頼します。</p>	
<p>原則5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。</p>	
(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	A
<p>事業計画および収支決算をまとめた評議員会の資料は、ホームページ上で閲覧できるようになっています。</p>	
(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	A B C
<p>組織運営や大会情報などを、連盟のホームページやSNSで発信しています。</p>	
<p>原則6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード<NF向け>の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。</p>	
<p>自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード<NF向け>の規定があるか (ある場合は下欄に記述)</p>	
原則■について	—
原則■について	—